広報 あみ

人と自然が織りなす，輝くまち

2018
No.689
8
平成30年
7月27日発行

主な内容

平成30年度予算（肉付け予算）が決定… 2
鹿島アントラーズ･フレンドリータウンデイズ… 4
紹介します！平成30年度統計調査員さん… 8
手続きをお忘れなく！児童扶養手当制度… 20
総合健診･成人健康づくり健診（2次募集）を行います… 26

初夏のまい･あみマルシェ開催

7月1日、予科練平和記念館･霞ヶ浦平和記念公園において『初夏のまい･あみマルシェ』が開催されました。会場では町特産の大玉スイカや阿見グリーンメロンの試食･販売のほか、スイカとメロンの重さ当てクイズなどの催しが行われました。また、7月より予科練平和記念館にて開始されたレンタサイクル事業をＰＲする自転車イベントも好評で、多くの来場者でにぎわいました。

平成30年度予算(肉付け予算)が決定
肉付け後の一般会計予算額160億9,820万円

財政課☎888-1111(221・222)

平成30年度の当初予算は、町長選挙の実施に伴い、義務的経費や継続的事業を中心に計上し、新規事業・投資的経費などの政策的経費の一部を計上せずに編成する「骨格予算」として一般会計予算額154億9,800万円で編成しました。

今回6月の補正予算では、公約実現のための新規事業および当初予算で計上を見送っていた政策的経費等を計上し、実質の当初予算に該当する「肉付け予算」を編成しました。一般会計の補正予算額は6億20万円で、当初予算を合わせた一般会計の総額は160億9,820万円となり、平成29年度当初予算と比較すると11億3,080万円(6.6%)の減となっています。

■平成30年度予算・平成29年度当初予算の比較

平成30年度予算			平成29年度当初予算	比較	増減率
当初予算	6月補正額	計			
154億9,800万円	6億20万円	160億9,820万円	172億2,900万円	△11億3,080万円	△6.6%

肉付け予算の主な事業

肉付け予算では、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」を推進・実現するため、政策公約の24項目のうち、教育・福祉・産業などの施策を重点的に、いち早く取り組む事業として4つの新規・拡充事業を計上しています。また、待機児童の解消および良好な教育環境の確保のため速やかに取り組む必要がある事業等についても計上しています。

「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」の実現に向け、4つの新規・拡充事業をいち早く予算化

教育　未来へ投資を行うまちづくり

●スクールカウンセラーの配置拡充　【100万円】

専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置を拡充し、教育相談体制の充実を図ることにより、暴力行為・いじめ・不登校等の問題行動の未然防止・早期発見・解決に努めます。

●新入生入学祝い品事業(ランドセルの無料配布代替事業)　【448万円】

ランドセルの無料配布については、平成32年度からの実施に向け、準備を進めています。今年度については、小学校に入学予定の新一年生に対して、入学祝い品としてプレミアム付き商品券を贈呈します。学用品等、小学校入学準備品を購入していただけるよう、年末までにお届けします。

福祉　お互いに支え合うまちづくり

● 18 歳までの医療費無料化　【954 万円】

平成 30 年 10 月より、医療費無料化をこれまでの 15 歳から 18 歳までに拡大します。医療費を助成することで、保護者の経済的負担を軽減し、子育てにやさしいまちづくりを目指します。

産業　地域資源を活かすまちづくり

●プレミアム付き商品券の復活　【1,095 万円】

販売総額を 1 億円とし、町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化につなげます。高齢者や子育て世帯への事前優先販売も実施します。

喫緊の課題である、待機児童の解消に向けた取り組み、教育環境の充実等、早期に着手し、または事業化のめどを付ける必要のあるものを予算化

●朝日中学校増築工事　【3 億 3,579 万円】

朝日中学校地区の生徒数の増に対応するため、普通教室・多目的トイレ等の増築工事を実施します。

●中学校屋上防水・外壁修繕事業　【1,500 万円】

老朽化した校舎の屋上や外壁を修繕することにより、良好な教育環境を維持します。肉付け予算では、阿見中学校・竹来中学校の設計業務を実施します。

●総合運動公園フットサルコート改修　【5,616 万円】

スポーツ振興くじ助成金を活用し、磨耗して滑りやすくなったフットサルコートの人工芝の張替え工事を行い、施設利用者の安心と安全を確保します。

●保育士等処遇改善助成金　【1,980 万円】

町内私立保育施設勤務の保育士に対し処遇改善の助成をすることにより、町外施設への流出防止および人員の確保を図り、待機児童の解消につなげます。

その他主な政策的経費

● 3 世代同居・近居促進奨励金　【920 万円】
●第 3 子以降出産奨励金　【500 万円】
●公的病院等運営費補助金　【417 万円】
●町内事業所等従業者移住促進奨励金　【600 万円】
●地籍調査資料電子データ化事業　【2,025 万円】
●消防団資機材等収納庫整備事業　【1,188 万円】

鹿島アントラーズFC
フレンドリータウンデイズ2018
『阿見の日』

政策秘書課☎888-1111（283）

8月19日(日)開催

J1リーグ第23節
鹿島アントラーズVS横浜F･マリノス
午後6時30分キックオフ（開場:3時30分）
県立カシマサッカースタジアム

夏休みのおでかけにいかがですか？

今年のフレンドリータウンデイズは、夏休み中の開催となりました。町マスコットキャラクターの『あみっぺ』もサポーターとして応援します。夏休みの思い出づくりにぜひスタジアムにお越しください。待っています！

ステージイベントの見どころを紹介します！！　※イベント内容は変更になることがあります

●ステージイベントは、午後3時30分ごろから2階コンコースで実施します

◀阿見町公式マスコットキャラクター
あみっぺ
町の公式マスコットキャラクター『あみっぺ』と記念撮影ができます。たくさんのお友だちが来てくれるといいな！

▶霞ヶ浦高等学校チア･ダンス部
躍動感あふれる演技が魅力の霞ヶ浦高等学校チア･ダンス部。今年も元気と笑顔いっぱいのステージをお届けします

▲ねばる門には福来たる！よさこいの輪が和になって～ねばねば音頭、みんなで踊って応援しよう！

試合へのご招待･ご優待　　※今年から「チケット引換券が不要」となりました

当日は、町内在住･在勤･在学を証明できるものを持参のうえ、**『スタジアム3ゲート横のイベント窓口』にお越しください。**イーストゾーンまたはサポーターズシートにご招待･ご優待価格で入場できます。

▼時　間:午後2時から

▼料　金:

料　金	対　象　者
無　料	高校生以下･65歳以上の人･ファンクラブ会員
1,000円	町内に在住･在勤･在学の人

※イベント参加時の不可抗力によるけがなどについては責任を負いかねますので、あらかじめご了承願います

鹿島アントラーズの選手たちと楽しいイベントが待っています！

◀鹿島アントラーズ
スタジアムで待っています。応援よろしくお願いします！

まいあみちゃん▶

◀あみろん

よさこいソーランで、ステージを盛り上げます！

■町の特産品販売

▼**時間**：午後 3 時 30 分頃から

▼**場所**：2 階コンコース

町特産品の販売を行います。

ぜひご賞味ください。

▲ヤーコンのコンちゃん

『出張！カシマサッカーミュージアム』を開催します

「フレンドリータウンデイズ阿見の日」のプレイベントとして「出張！カシマサッカーミュージアム」が町にやって来ます。Ｊリーグ史上最多の優勝回数を獲得してきた鹿島アントラーズ栄光の歴史や選手たちを紹介しますので、ぜひご覧ください。

『出張！カシマサッカーミュージアム』では、鹿島アントラーズの優勝記念写真を集めたパネル･現役選手の紹介パネル･選手のユニフォーム･等身大パネルなどを展示します。

また、カシマサッカースタジアム内にあるカシマサッカーミュージアムでは、鹿島アントラーズがこれまでに獲得した優勝トロフィーやチャンピオンフラッグをはじめ、アントラーズ歴代全選手の写真やユニフォーム、記念品などを展示していますので、こちらにもぜひ足をお運びください。

鹿島アントラーズを肌で感じたあとは、『フレンドリータウンデイズ阿見の日』でみんなで一緒に鹿島アントラーズを応援しましょう！

▼**期　　日**：8 月 3 日（金）～ 10 日（金）　※ 8 月 4 日（土）を除く

▼**時　　間**：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

▼**展示場所**：役場 1 階ロビー

▼**料　　金**：無料

▲必見のイベントです！

▲貴重な写真等を展示します

町民による町民のための地域国際交流の充実を目指して

町国際交流協会 20年目の歩み

町国際交流協会は設立後20年目を迎え、1月に設立20周年を記念する「20年の歩み」を発行しました。これまでの協会活動を支えて頂いた会員の熱い思いや、その活動内容、更には姉妹都市・友好都市との交流の思い出をアルバムとして掲載したものとなっています。また、20周年記念事業として来賓をお招きし、1月27日に阿見ゴルフクラブにて祝賀会を挙行しました。これから1年間の活動内容をご紹介します。

❶姉妹都市・友好都市間の交流活動

米国スーペリア市との姉妹都市交流では、8月下旬にスーペリア市へ親善訪問団市民8人および中学生11人、引率2人の計21人を派遣し、米国の市民・学生との交流を深めました。今回はドラゴンボートやペダルボートの試乗など学生には初めての体験をさせていただきました。天候は良かったものの少し肌寒い陽気のなか、学生は元気いっぱいでオールを漕いでいました。

中国流州市との友好都市交流では、蘆柳屏副市長を団長として7月上旬に5人の政府使節団が来町しました。役場への表敬訪問をはじめ、霞ヶ浦高等学校等の視察を行い、交流を深めて帰国されました。

❷地域交流関係

4月2日に茨城大学農学部で「国際親善花見会」が142人参加し行われました。5月13日・14日に「つくば国際交流フェア」に参加し、雨天ではありましたが国際農園の野菜販売・協会PRに努めました。10月7日にかすみ公民館で「世界の文化に触れよう」を行い、ネパールのカレー料理を26人の参加者にふるまいました。また2年前に好評を得ました「ハロウィンパーティー」を10月29日に町民体育館で開催しました。当日は台風にもかかわらず、211人の親子に参加をいただきました。子ども一人ひとりが直接外国人と英語で会話できるように工夫しました。3月4日には「世界の文化紹介」を開催し、ウクライナ国籍の筑波大学生の講演とダンス披露されました。火・木・日曜日に年間を通して行われた日本語教室では、約20人の生徒にレッスンを行いました。また日本語教師のレベルアップ講座を県交流協会より派遣された講師のもとに4回実施し14人が修了証を受領しました。そのほか、ウオーキングを6月と1月に2回開催し、霞ヶ浦付近他を散策しました。

国際交流協会は今後ともさまざまな国際交流活動を進めていきますので、皆さんのご支援と積極的な参加を引き続きよろしくお願いします。

町親善訪問団・中学生国際交流親善大使　米国スーペリア市訪問（8月23日～30日）

●訪問団全員にTシャツ受贈

●ドラゴンボート体験

●リチャード・I・ボン空港視察

●さよならパーティでの記念品贈呈

●ホストファミリーと訪問団

●カナディアンロッキー・コロンビア大氷河見学

中国柳州市政府使節団来町（7月5日～7日）

●町役場にて

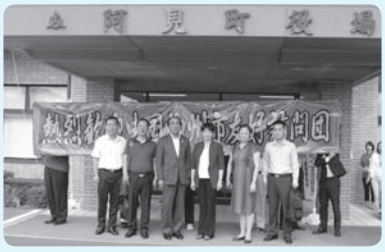

●霞ケ浦高等学校視察

●歓迎式

平成 29 年度の活動

4.2 から▶外国人のための日本語教室前期開講（火曜･木曜･日曜クラス）
4.2 ▶国際親善花見会
4.11 ▶理事会
4.15 ▶総会
5.13,14 ▶つくば国際交流フェア 2017
6.11 ▶ウォーキング
7.4 ▶協会広報紙「NOW」58 号発行
7.5 ～ 7.7 ▶中国柳州市訪問団受入れ（5 人）
8.6 ▶まい･あみ･まつり盆踊り参加
8.23 ～ 8.30 ▶スーペリア姉妹都市訪問
10.7 ▶外国文化に触れよう（ネパールのカレー料理）
10.29 ▶ハロウィンパーティー
11.12 ▶日本語講師レベルアップ講座（全 4 回）
11.14 ▶理事会
12.8 ▶協会広報紙「NOW」59 号発行
H30.1.21 ▶ウォーキング
1.23 ▶協会 20 周年記念誌発行
1.27 ▶協会 20 周年記念祝賀会開催
2.18 ▶異文化交流会（正月を遊ぼう）
3.4 ▶世界の文化紹介（ウクライナ編）
3.14 ▶小美玉市国際交流協会懇談
3.29 ▶協会広報紙「NOW」60 号発行

●会員募集●

対　　象　国際交流活動や国際協力に興味･関心がある人なら、どなたでも入会できます。国籍･住所･年齢･性別は問いません
※外国語を話せる必要もありません

会　　費　▼**個人･学生会員**：一口 1,000 円（中学生以下 500 円）
▼**賛助会員**：一口 10,000 円

申込方法　協会に備え付けの申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。申込書は協会ホームページからもダウンロード可
※**協会ホームページ**：http://www.town.ami.lg.jp/aiea/
※**協会メールアドレス**：aiea-ami@atlas.plala.or.jp

町内地域交流

●国際親善花見会
（みんなでダンス）

●つくば国際交流フェア 2017
（町国際交流協会の活動ＰＲ）

●まい･あみ･まつり 2017
（日本語教室の生徒の皆さん）

●外国文化に触れよう
（ネパールのカレーに挑戦）

●ハロウィンパーティー
（仮装した子供たち）

●日本語講師レベルアップ教室
（受講中の参加者の皆さん）

●町国際交流協会設立 20 周年記念祝賀会

●ウォーキング
（霞ケ浦総合公園にて）

●異文化交流会
（世界の正月を遊ぼう）

●世界の文化紹介
（ウクライナの踊りを披露）

紹介します！　平成 30 年度の 統計調査員さん

平成 30 年度実施の主な調査
- ▼工業統計調査（6 月）
- ▼住宅・土地統計調査（10 月）
- ▼労働力調査（12 月～平成 31 年 3 月）

阿見中地区
23 行政区

行政区・氏名（敬称略）

阿見台 藤山　英夫	中郷西 岩月　邦雄				
中央西 清水　良祐	中央東 大谷　隆義	西方 湯原　弘	宿 湯原　清	北 藤田　勝美	西郷 宮本　光雄
一区南 小平　義一	三区下 中村　昇	三区上 中村　恒雄	鈴木 福島　千臣	中央北 糸賀　忠	中央南 鴻巣　道明
中吉原 宮本　喜一	上吉原 飯塚　勝	大砂 山田　昭一	富士団地 小松　俊夫	上郷 関口　弘行	一区北 村田　和夫
二区北 飯塚　富雄	住吉 和泉　勉		福田 吉田　勉	新山 齊藤　孝	下吉原 青山　茂夫
シンワ 鈴木　進	本郷 鈴木　忠	下本郷 下村　茂	上本郷 宮本　宗吉	一区 川上　進	二区南 新橋　嗣男

朝日中地区
15 行政区

●各種統計調査へのご協力をお願いします

上長
伊坂　浩

下小池
福岡　修

上小池
大澤　清

寺子
加藤　誠

実穀
中島　佳男

中根
湯原　一茂

青宿
小倉　修

立ノ越
川村　誠

中郷東
山根　峯治

岡崎
野口　守

竹来中地区
28 行政区

筑見
田口　敏見

曙東
尾崎　勝男

白鷺団地
石井　一夫

大室
吉田　栄一

霞台
森下　茂生

廻戸
前島　静雄

新町
吉田　俊一

塙
栗山　昭能

石川
中野　茂樹

大形
有泉　茂

君島
戸之岡　佑一

レイクサイドタウン
阿部　明與

曙南
糸賀　士

下島津
野口　英明

上島津
櫻井　博

飯倉二区
栗原　恒幸

飯倉
松本　正明

上条
廣瀬　隆

追原
飯田　孝

南平台三丁目
伊藤　正一

南平台二丁目
小林　幹郎

南平台一丁目
高橋　一嘉

竹来
吉田　隆司

掛馬
平岡　均

南島津
大久保　卓幸

AMI国体ニュース Vol.4

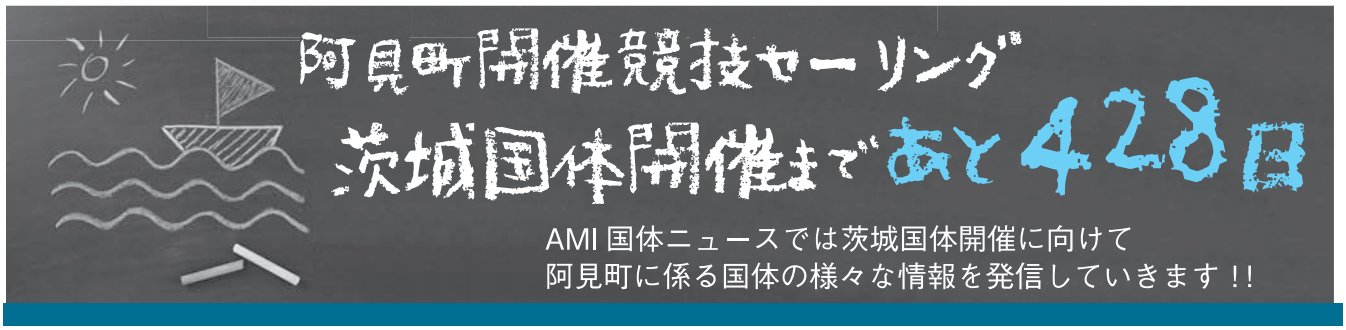

水上を自由自在に走っているように見えるヨットですが、レースで航路が重なった場合には、風を受ける向きなどで、どちらの艇が優先されるかが決められています。さらに、ヨットの構造上、走れる方向、走れない方向、スピードが出る方向、あまりスピードが出ない方向があります。今回はそんなヨットのルールと特性を紹介します。

セーリングのルール　三原則

道路に交通規則があるように、水上にも交通規則があります。接触事故などを防ぐための重要なルールで、それは、権利と非権利の三原則と言われています。

①右から風を受けている艇が優先

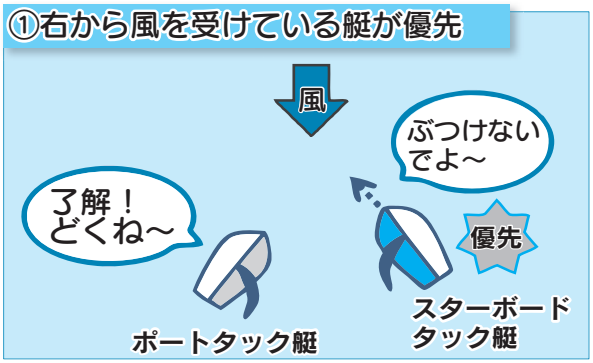

●スターボードタックとポートタック

鉢合わせしそうな時、航行を優先される権利艇は「スターボードタック」（右側から風を受けている艇）と決まっているので、おのずと「ポートタック」（左側から風を受けている艇）は「スターボードタック」を避けなければなりません。

■名称の由来：昔は舵（ステアリングボード）が技術的な問題で右舷側についており、舵のない左舷側を港（ポート）に着岸させていた。そのため右舷をステアリングボードがなまったスターボードサイド、左舷をポートサイドと呼ぶ。

②風下が優先

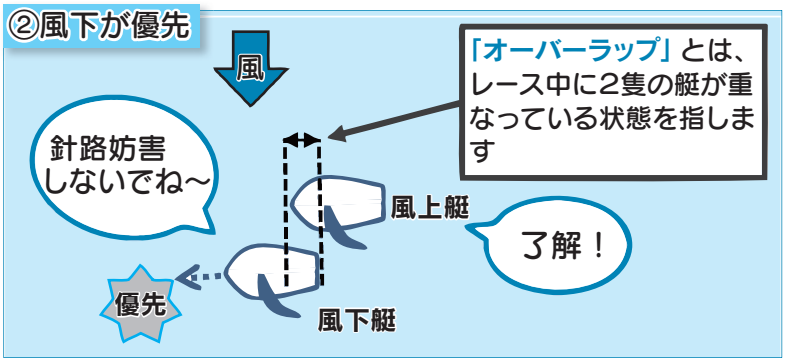

●風上と風下

同じ方向へオーバーラップしている時、風下にいる艇の針路妨害をしてはいけないと決まっているので、おのずと「風下」艇が権利艇となります。「風上」艇は「風下」艇を避けなければなりません。

③前を走る艇が優先

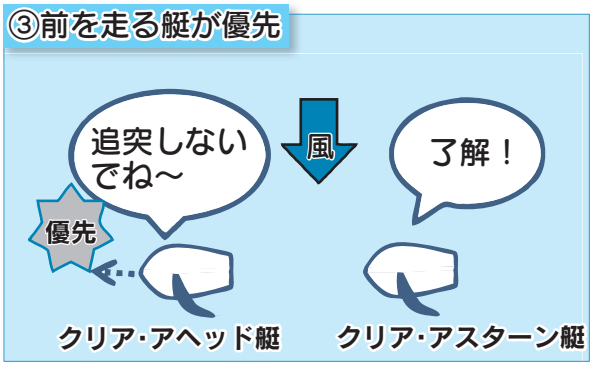

●クリア・アスターンとクリア・アヘッド

「クリア・アヘッド」（前方にいる艇）に追突してはいけないと決まっているので、おのずと「クリア・アヘッド」艇が権利艇となり、「クリア・アスターン」（後方にいる艇）が避けなければなりません。

■名称の由来：船首（ヘッド）が開けている（クリア）状態なのでクリア・アヘッド。船尾（スターン）が開けている状態なのでクリア・アスターン。

風向きに対する帆走（走り方）状態と名称

ヨットの走り方は大きく分けて4つです。走る方向とそのとき受ける風の向き（帆がどちら側に出ているか）で、走り方やその名称が変わってきます。

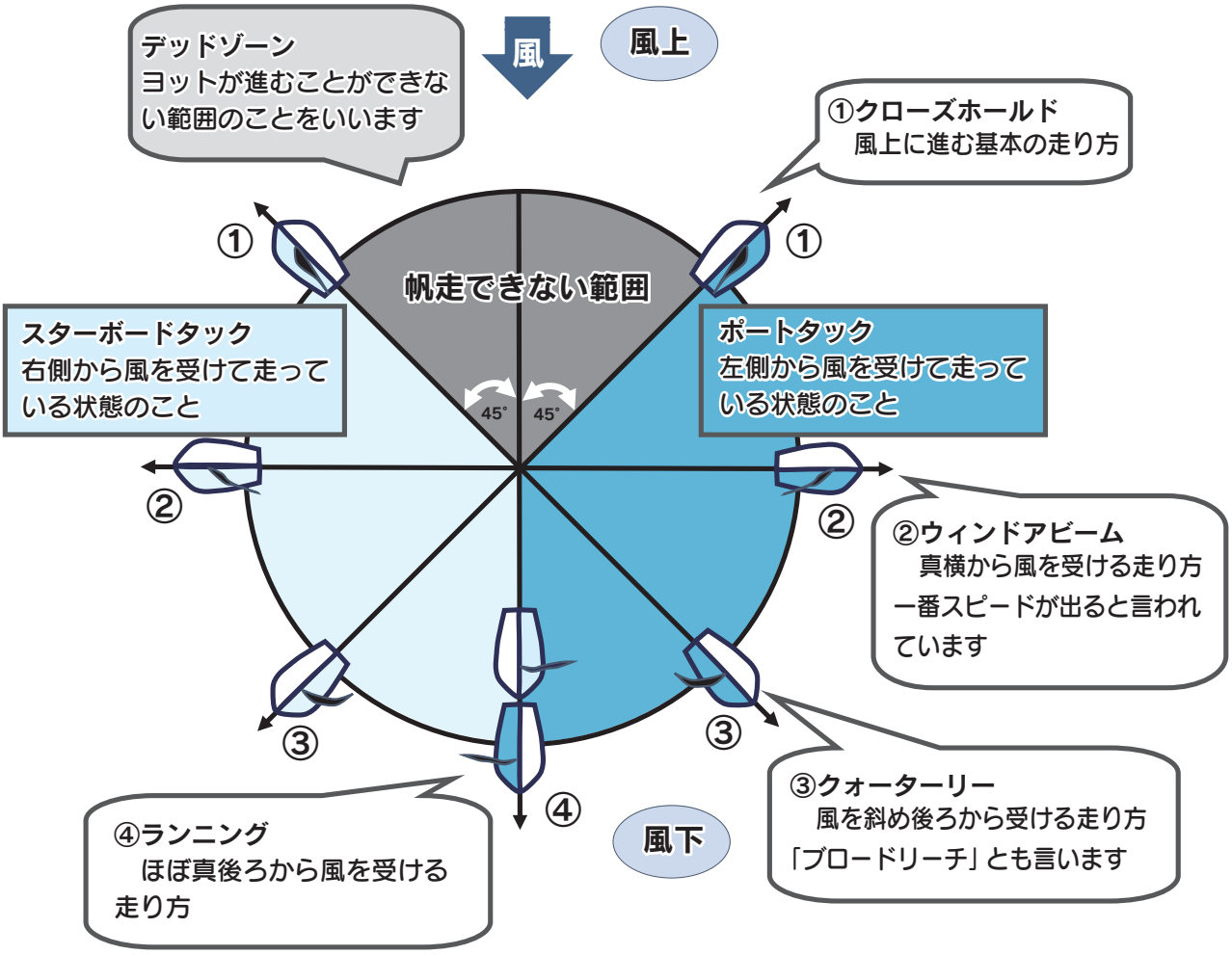

（帆走状態とその特徴）

帆走名称	❶クローズホールド	❷ウィンドアビーム	❸クォーターリー	❹ランニング
風向き	正面約 45 度	真横 90 度	斜め後ろ約 45 度	ほぼ真後ろ
帆の状態※	閉じている	約 45 度開いている	45 度以上開いている	約 90 度開いている
特　徴	風上に向かって進行可能な限界の向き	最もスピードが出る走り方	スピードのある安定した走り方	強風になると艇のバランスがとりにくい

※艇の進行方向に対して帆の角度がない状態を閉じている、角度がついた状態を開いていると表現します

★茨城国体セーリング競技会＆リハーサル大会のボランティアを募集しています

▼セーリング競技を知らなくても大丈夫！　▼お申し込み後に参加できなくなっても大丈夫！
▼半日程度からの参加でも大丈夫！　まずは気軽に『阿見町国体』で検索！

市民公益活動事業を認定しました!

～町内で活躍する団体活動を支援しています～

町民活動推進課　☎888-1111（272）

町では、平成29年度に「阿見町市民公益活動支援制度」を創設しました。この制度は、地域の活性化や課題解決を図る団体の活動事業を町が認定し支援することで、町内での市民活動がより活発化していくことを目指しています。町民が、主体となって活躍する「新たなまちづくり」に向けた認定事業を紹介します。

平成30年度の事業認定について

今年度も、4月に市民公益活動事業を募集し、町内で活動する2団体から応募がありました。

5月25日(金)、役場庁舎内で「事業提案説明会」を一般公開して開きました。

説明会は、プレゼン形式で応募者から提案事業の説明と、町民・企業の代表者・有識者・町職員で構成する『阿見町協働のまちづくり運営委員会』委員からの質疑応答となりました。同委員会において認定事業の選定を行い、その結果を町長に報告しました。

町は、以下の2事業を認定しました。

事業提案説明会の様子

●平成30年度市民公益活動認定事業

	事業名	団体名	事業概要	事業総額（助成予定額）
1	マッサージによる地域交流支援事業	NPO法人ハチドリ	つくば市の大学と連携して行なう健康マッサージの体験により、心とからだの健康づくりの提案や人と人との交流の機会を創出し、町民の予防医学への関心を高めていく。	120,000円（80,000円）
2	青少年健全育成事業	NPO法人AMI & YOU	小学校やふれあい地区館で活動している経験を活かし、生活に密着した大人も参加できる青少年育成事業を企画し、親子が共に学べる交流の機会を創出する。	114,266円（64,000円）
			合　計（助成予定額：助成対象経費の2／3）	234,266円（144,000円）

平成29年度認定事業の報告会を開きました

4月21日(土)、本郷ふれあいセンターで平成29年度認定事業の成果報告会を一般公開にて開催しました。昨年度事業認定を受けた5団体から、実施内容とその成果、自己評価が報告され、その後、参加者との質疑応答や阿見町協働のまちづくり運営委員会委員長からの講評がありました。

参加者の中には提案事業に応募を検討しているという人もおり、参考になったとの声も聞かれました。

※事業報告の詳細は、町ホームページをご覧ください
（http://www.town.ami.lg.jp/0000003911.html）

事業成果報告会の様子

いばらき出会いサポートセンター 登録会員募集！

町民活動推進課☎888-1111（272）

（一社）いばらき出会いサポートセンターは、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供するために、茨城県と（一社）茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した一般社団法人です。平成18年6月に開設し、平成29年6月現在では、会員は約2,500人、成婚したカップルは1,900組を超えます。入会できるのは、条件1:結婚を希望する独身の人、条件2:県内いずれかのセンターに来所して活動ができる人、条件3:県内にお住まいかお勤めまたは親御さんが県内にお住まい、もしくは県内への移住に関心がある人、以上の条件1～3をすべて満たす人となり、入会の手続きは結婚を希望する本人に限ります。会員になると登録者のプロフィール検索ができ、ふれあう（お見合い）機会を相談員が調整するなどのサポートが受けられます。結婚を希望する皆さんの登録をお待ちしています。

入会に必要な書類等

❶独身証明書（本籍地の市町村長が発行）❷健康保険証❸写真1枚（L判縦型…縦127mm×横89mm、3か月以内に撮影のもの）❹入会登録料（10,500円で3年間有効）❺入会申込書

事業内容

▼会員制のパートナー探しの支援
ふれあい（お見合い）相手の検索や日程調整

▼ふれあいパーティーの開催･支援
県内各地でふれあいパーティーの開催および関係団体が行うパーティーの支援等
※会員以外の人も参加可

▼結婚を支援する個人･団体の育成および支援
若者の結婚相談･お見合いの仲人等をボランティアで行う『マリッジサポーター』や、非営利で結婚支援活動を行っている『いばらき出会い応援団体』への活動支援

出会いから結婚まで

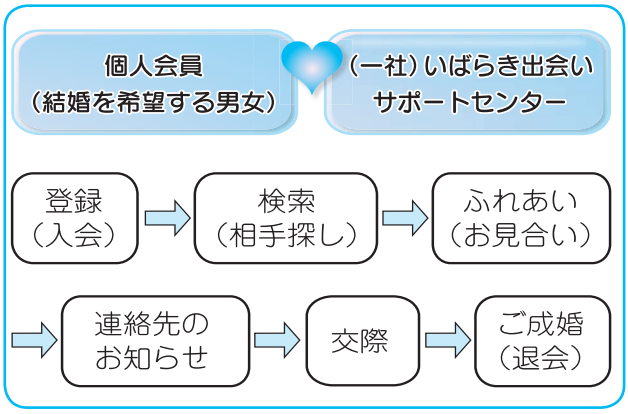

問い合わせ

▼（一社）いばらき出会いサポートセンター
〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38　茨城県三の丸庁舎3階　☎029-224-8888 ▽ホームページ
http://www.ibccnet.com/

▼県南センター
〒300-1234 牛久市中央1-16-1　ラウェル牛久2階　☎029-830-7502
※入会手続き･検索などは予約制ですので、電話で予約のうえお越しください

●結婚支援ボランティア「マリッジサポーター』によるお相手紹介

県では、地域において独身者の出会いの相談や仲介等をボランティアで行っていただく皆さまを『マリッジサポーター』として委嘱しています。結婚相談やお相手探しのお手伝いをマリッジサポーターにお願いしたい人は、ぜひご利用ください（申込用紙はホームページからダウンロード可）。
※マリッジサポーターも随時募集していますので、関心のある人は下記にお問い合わせください

▼問　合　せ　県保健福祉部子ども政策局少子化対策課
〒310-8555 水戸市笠原町978-6　☎029-301-3261　FAX:029-301-3264

▼ホームページ　http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/marriage01_03/

一人ひとりの心がけと行ないで　きれいなまちに

環境保全功労者を紹介します

生活環境課☎888-1111（251）

平成30年度環境保全功労者を紹介します

町では毎年「町環境保全功労者褒賞規程」に基づいて、行政区長からの推薦により環境保全活動に顕著な功績があった個人・団体を表彰しています。この規程は、「環境保全町民運動の推進に関して顕著な功績があった者を褒賞することにより、町民の称賛の意を表すとともに、環境保全に関する意識の高揚や行動の促進に資すること」を目的としています。今年度は、5月29日㈫に、総合保健福祉会館「さわやかセンター」において表彰式が行われ、個人4人と3団体が受賞されました。10月には、県内で世界湖沼会議が開催されるため、霞ヶ浦周辺の環境保全活動に注目が集まっています。環境保全活動により町がきれいになることは、環境衛生面だけでなく、交通安全や防犯、さらに、そこに生活する人々の心に潤いを与えるなどの面でも効果が期待されます。

表彰式では、「今後もより一層、町の環境保全に取り組んでまいります」等、受賞者の皆さまからありがたいお言葉をいただきました。

■受賞者の皆さん（個人）

▼写真左から

●**野口俊一氏（岡崎区）**：防犯パトロールを行うかたわら、道路沿いや空き地等のゴミや、空き缶・空ビン拾い等の清掃活動を行っています。また、地区における計画活動以外にも、年4～5回程度、公園内の草刈り・清掃を積極的に行う等の個人的活動を実施し、地域の環境美化に貢献しています

●**埜口俊秀氏（立ノ越区）**：平成26年から、毎週土曜日・日曜日のいずれかの休日を利用して、花室川左岸沿いに霞ヶ浦高等学校から河口付近まで、さらに霞ヶ浦湖畔沿いの空き缶・ゴミ集め等、地区内の環境美化活動を5年間続けています

●**秋間和廣氏（レイクサイドタウン区）**：レイクサイドタウン区では、団地南側の荒廃した森林の所有者と『森林ボランティア活動協定』を結び、森林やホタルの再生活動に積極的に取り組んでいます。また、行政区内の地形調査を行い、しぼり水を発見し、花壇の水への活用やホタル生育の水路を確保する等、積極的な整備に努められています。地域一体となった環境美化活動は、コミュニティを活性化し、地域を愛する心を育てています

●**田中純治氏（筑見区）**：毎年2回、団地内11か所に設置されている資源ゴミ回収所において、アルミ缶・古新聞等のリサイクル活動を、長年にわたり、雨の日も雪の日もボランティア奉仕活動を実施し、また団地内の家庭の植木等の伐採・整備などにも積極的に協力し、その功労は団地内の住民から感謝されています

■受賞者の皆さん（団体）

▼写真左から

●**岡崎子供会（会長：井上弘子氏）**：平成8年ごろより年6回、子どもと保護者が一体となって地区内を回り、新聞・ダンボール・空き缶の回収等のリサイクル分別活動を実施しています。また、平成26年から年4～5回程度、岡崎いこいの森公園の草刈り・ゴミ拾い等の清掃を実施しています

●**富士団地防災会（会長：横島明三氏）**：防災活動の他に、区内に20か所程度点在している空き地の草刈りを長期にわたり実施し、環境保全・美化活動に貢献しています

●**南平台環境ボランティア（会長：國枝英明氏）**：毎月1回、南平台地内の公園を含む、地区内の除草・ゴミ拾い等の清掃活動を、常時20～30人の人数で行っており、地域の環境保全活動に貢献しています

『避難行動要支援者登録制度』登録のお願い

社会福祉課社会福祉係☎ 888－1111（163）

地域全体で避難行動要支援者を見守ります

「避難行動要支援者」とは、大地震などの災害が起こったとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人です。

「歩行が困難」「周囲の状況がわからない」「身近に支援をしてくれる人がいない」などの理由により、避難行動要支援者は、地域で孤立してしまう恐れがあり、地域全体で要支援者の皆さんを見守る必要があります。

避難行動要支援者個別台帳へご登録ください

町では、要支援者本人またはその家族などの申請により、「避難行動要支援者個別台帳」を作成しています。その情報は、平常時から警察機関・民生委員児童委員・区長・自主防災組織等と共有し、要支援者の皆さんを支援する地域活動のために活用します。

※避難行動要支援者情報を共有するにあたり、秘密の厳守・目的外使用および第三者への提供の禁止を義務付け、適正な管理を行います

対　　象	在宅者であり、下記のいずれかに該当し、町の関係部署のほか、各種関係機関に個人情報の提供を行うことに同意された人 ❶65歳以上の一人暮らしの人、または65歳以上の人のみの世帯 ❷介護保険で要介護3以上の認定を受けている人 ❸身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている人 ❹療育手帳（Ⓐ・A）の交付を受けている人 ❺精神障害者保健福祉手帳1級を受けている人 ❻難病患者 ❼乳幼児・共働きまたはひとり親家庭等の児童 ❽その他本人等からの申し出があり、町長が避難支援等の必要を認めた人
申込・登録の流れ	①『町避難行動要支援者登録申請書兼個人情報提供同意書（個別計画）』を記入 ②『町避難行動要支援者個別台帳』への登録 ▼記載されている情報を基に、台帳の作成・登録を行います **※登録情報は、平常時から警察機関・民生委員児童委員・区長・自主防災組織等と共有します。ご了承ください** ③『緊急医療情報キット』の配布 ▼台帳への登録完了後、登録者へ民生委員がお届けします。当キットには緊急時の救命作業を迅速に行うための救急医療情報が記載された用紙が入っています
問 合 せ	社会福祉課社会福祉係☎ 888－1111（163）

ご存じですか？　各種支援制度

『障害者福祉サービス』

障害福祉

社会福祉課☎888-1111（164・165）

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人については原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳以下の児童については世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯については18歳以上と同じようになります。各福祉手当は、所得制限があるものもありますので、詳しくは社会福祉課までご相談ください。

■手帳制度

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能――に永続する障害のある人を対象に交付されます。

●療育手帳

知的障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます。

●精神保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやすくするために交付されます。

■障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、『難病等』が加わり、国の指定する359の難病等の人も対象となります。

●介護給付・訓練等給付

身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等（国が指定する359疾患）の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所および入所等のサービスを利用することができます。

サービスを利用するには、障害支援区分の認定等の手続きとサービス等利用計画の作成が必要となります（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等（国が指定する359の疾患）の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。

義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いす――などが対象です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●自立支援医療

▼精神通院：精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します

▼更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象になります）

▼育成医療：町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

■福祉手当の支給（平成30年4月現在）

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）。

●特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し、手当を支給します。月額26940円。

●障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14650円。

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。

▼1級：月額51700円

▼2級：月額34430円

●在宅心身障害児福祉手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額5000円。

●難病患者福祉手当

県から『指定難病特定医療費受給者証』の交付を受け治療を受けている人に手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額3000円。

■公共料金の減免

障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

▼NHK放送受信料の減免：社会福祉課で証明を受ける必要があります

■各種割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が対象です。

▼タクシー料金の割引：県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります

▼JR運賃・バス運賃・航空運賃の割引：割引の対象には、一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください

▼有料道路料金の割引：身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用する際には、社会福祉課で割引証明を受ける必要があります

■町地域生活支援事業

利用にあたっては、障害者手帳を取得しているなど、一定の条件があります。また、税金の滞納がある人（世帯）は、利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります。

●相談支援事業

障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います。

●意思疎通支援事業

聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

●日常生活用具の給付

日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）。

●移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。

●地域活動支援センター事業

通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います。

●訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴車を派遣し、入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）。

●日中一時支援事業

介護者の都合などにより障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時預かりを行います。

●自動車運転免許取得費補助事業

身体障害者手帳（1～4級）を交付されている人が、就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

●自動車改造費補助事業

上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い、自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

●福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害手帳1・2級または、療育手帳Ⓐ・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

●知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

●重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。

●身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。

施設入所・入院中の人、1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年2月に実施します）。

■精神障害者デイケア事業

回復期にあり病状が安定している精神障害者で主治医の許可を得られる人に、集団生活指導（デイケア）を行っています。毎月第1・3金曜日の午前9時30分～11時30分、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で行っています。

■つぼみ教室

小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。

対象の人は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者の人です。毎週月曜日、木曜日の午前10時～正午、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で行っています。

■視覚障害者卓球教室

スポーツに親しむ機会の少ない在宅の視覚障害者の人たちが、運動を通じて身体の維持増強を図りながら互いの交流を深め、社会参加の促進を図ります。対象の人は、視覚に障害を有する人になります。毎月第2・4月曜日の午前10時～11時30分、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で行っています。

■町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の3分の2（千円未満切捨て）となります。

お知らせします！

昨年度の介護保険利用状況

介護保険

高齢福祉課介護保険係☎888-1111（143・726）

■高齢者人口の推移

高齢者の人口はここ数年増加傾向が顕著で、3月末現在12813人となり、総人口（常住人口）に占める割合は27・0％となっています（表1参照）。

■要介護認定状況

3月末現在、要支援または要介護の認定を受けている人は1756人となっています（表2参照）。このうち第1号被保険者（65歳以上の人）は1662人で、認定率は13・3％となっており、認定者数も増加しています。

■介護サービス利用状況

3月のサービス利用状況では、表2の認定者1756人のうち1063人が居宅サービス（表3参照）、120人が地域密着型サービス（表4参照）、335人が施設サービス（表5参照）を利用しています。このように、認定者数の増加に伴い、サービス別の利用者数も増加しています。また、施設種類別の利用者の内訳は表6のようになっています。

▼表1：総人口と高齢者人口（3月末現在）

項目		平成30年	平成29年	比較増減
総人口		47,442人	47,419人	23人
高齢者人口	前期高齢者（65～74歳）	7,041人	7,018人	23人
	後期高齢者（75歳以上）	5,772人	5,518人	254人
	合計	12,813人	12,536人	277人
	高齢者割合（高齢化率）	27.0%	26.4%	0.6%

▼表2：要介護認定状況（3月末現在）

要介護度	平成30年	平成29年	比較増減
要支援1	63人	88人	△25人
要支援2	112人	120人	△8人
要介護1	610人	549人	61人
要介護2	349人	333人	16人
要介護3	226人	226人	±0人
要介護4	237人	249人	△12人
要介護5	159人	149人	10人
合計	1,756人	1,714人	42人

▼表3：居宅サービス受給者数（3月サービス分）

要介護度	平成30年	平成29年	比較増減
要支援1	22人	44人	△22人
要支援2	56人	95人	△39人
要介護1	443人	380人	63人
要介護2	247人	227人	20人
要介護3	139人	134人	5人
要介護4	102人	106人	△4人
要介護5	54人	54人	±0人
合計	1,063人	1,040人	23人

▼表4：地域密着型サービス受給者数（3月サービス分）

要介護度	平成30年	平成29年	比較増減
要支援1	30人	29人	±0人
要支援2	0人	0人	±0人
要介護1	31人	32人	△1人
要介護2	32人	32人	±0人
要介護3	27人	32人	△3人
要介護4	20人	27人	△7人
要介護5	10人	9人	1人
合計	120人	130人	△10人

▼表5：施設サービス受給者数（3月サービス分）

要介護度	平成30年	平成29年	比較増減
要介護1	28人	26人	2人
要介護2	40人	46人	△6人
要介護3	60人	66人	△6人
要介護4	117人	114人	3人
要介護5	90人	84人	6人
合計	335人	336人	△1人

▼表6：施設種類別受給者数（3月サービス分）

施設	平成30年	平成29年	比較増減
介護老人福祉施設（特養）	148人	143人	5人
介護老人保健施設（老健）	184人	189人	△5人
介護療養型医療施設（療養型）	5人	6人	△1人
合計	337人	338人	△1人

※入退所の重複等があるため、表6の『施設種類別入所者数』と合わない場合があります

地域で活躍する シルバークラブ

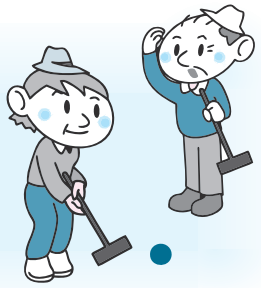

～シルバークラブの設立と会員の参加をお待ちしています～

高齢福祉課☎888-1111(141・743)／町シルバークラブ連合会☎875-6950

シルバークラブを作りませんか？

現在、町内において37のシルバークラブ、会員総数1700人以上の高齢者の皆さんが、はつらつと活動しています。

町では、シルバークラブの設立に向けた相談や設立後の補助金交付などにより、活動を支援しています。

シルバークラブは、『社会奉仕活動』『教養講座開催』『健康増進事業』を中心とし、地域における高齢者の健康・生きがいづくり・社会参加の促進を目的として活動している団体です。

シルバークラブ活動に参加することで、高齢者の閉じこもり防止や地域社会への参加、災害時の助け合いにおける円滑な連携など地域福祉の向上にもつながります。超高齢化社会において、互いに助け合い支え合う地域社会づくりにおいて非常に重要な組織です。

シルバークラブの設立や参加方法など、わからないことは上記まで、お気軽にお問い合わせください。

■町からの補助金

町シルバークラブ補助金交付要綱により左記の補助金交付を受けることができます。

※年度途中で設立されたクラブは月割の額になります

会員数	年間補助金額
20人以上29人以下	30,000円
30人以上49人以下	48,000円
50人以上	60,000円

『第20回グラウンドゴルフ大会』開催

5月25日、町シルバークラブ連合会主催の第20回グラウンドゴルフ大会(24ホール)が、総合運動公園陸上競技場で行われ、各単位シルバークラブから159人が参加されました。入賞された皆さん、おめでとうございました。

●男性の部

▼**優勝**：八板昭夫（白鷺シルバークラブ）▼**準優勝**：井上勲（筑見シルバークラブ）▼**第3位**：増田裕彦（筑見シルバークラブ）

●女性の部

▼**優勝**：宮本茂子（下島津親和会）▼**準優勝**：鼠田マサミ（阿見健和会）▼**第3位**：村山千代子（中郷西郷友会）

『第56回クロッケー大会』『第18回ペタンク大会』開催

町シルバークラブ連合会主催により、6月3日、第56回クロッケー大会（**会場**：上郷コート）が開催され、3チームが参加しました。また、6月17日には、第18回ペタンク大会（**会場**：旧吉原小学校）が開催され、23チームが参加しました。

両大会の優勝チームは、町の代表として『第23回県健康福祉祭いばらきねんりんスポーツ大会』に参加します。

●クロッケー

▼**優勝**：西郷区シルバークラブB▼**準優勝**：西郷区シルバークラブA

▲クロッケー大会

●ペタンク

▼**優勝**：中央東友愛会B▼**準優勝**：塙清明会A

▲ペタンク大会

第31回全国健康福祉祭とやま大会（ねんりんピック富山2018）

11月3日(土)から6日(火)までの4日間実施されます。

この大会に、茨城県から参加19競技へ約150人が派遣されます。町シルバークラブ連合会からも、グラウンドゴルフの選手として、上村啓男さん（二区北日の出クラブ）が参加します。

上村さんは、昨年の茨城県大会で上位の成績をおさめられたので、今回派遣となりました。全国大会でのご活躍を応援しております。

手続きをお忘れなく

児童扶養手当制度

8月は現況届の提出時期です

子ども家庭課☎888-1111（119）

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

手当額は、右表のとおりです。

※手当額（月額）4人目以降は1人につき、
全部支給：6,020円
一部支給：3,010円～6,010円を加算

▼手当額（月額）　※平成30年4月から

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	42,500円	10,030円～42,490円
2人	52,540円	15,050円～52,520円
3人	58,560円	18,060円～58,530円

児童扶養手当の支給要件

■支給対象

次の❶～❾のいずれかに該当する児童（18歳の年度末まで。ただし、心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）を監護している母、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父、または父母にかわってその児童を養育している人です。

❶父母が離婚した児童 ❷父または母が死亡した児童 ❸父または母が政令で定める障害のある児童 ❹父または母が生死不明な児童 ❺父または母が1年以上遺棄している児童 ❻父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ❼父または母が1年以上拘禁されている児童 ❽母が婚姻によらないで生まれた児童 ❾母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■所得制限

受給資格者、その配偶者または同居（同住所地で世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母･祖父母･子･兄弟など）の前年所得がそれぞれ右表の額以上のときは、手当の全部または一部の支給が制限されます。

▼所得制限限度額

扶養親族数	本　人	扶養義務者・配偶者・孤児などの養育者
0人	全部支給：190,000円 一部支給：1,920,000円	2,360,000円
1人	全部支給：570,000円 一部支給：2,300,000円	2,740,000円
2人	全部支給：950,000円 一部支給：2,680,000円	3,120,000円
3人	全部支給：1,330,000円 一部支給：3,060,000円	3,500,000円
4人	全部支給：1,710,000円 一部支給：3,440,000円	3,880,000円
5人	全部支給：2,090,000円 一部支給：3,820,000円	4,260,000円

『児童扶養手当現況届』の提出期限

受給資格者には8月上旬に必要書類を送付しますので、下記期間に手続きをお願いします。
この届を提出しないと、受給資格があっても8月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

▼**期間**：8月28日㈫まで　※土･日･祝日を除く
▼**時間**：午前8時30分～午後5時15分
▼**場所**：子ども家庭課窓口

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。
夏の暑さも本番を迎えようとしています。
遊んだあとは、水分や休息をこまめに取りながら
体調に気をつけてすごしましょう。
今回の子育てシリーズはお母さんからの
『乳幼児の生活に関するQ＆A』です。

野菜嫌いで、家では食べようとしません。どうしたら野菜を嫌がらずに食べるようになるのでしょうか？

毎日の食事作りは大変ですね。少しでも野菜を食べてくれるよう料理を工夫しても、残されるとがっかりすることもありますね。成長と共に食べられるようになることもありますが、まずは大人がおいしそうに食べる姿を見せることが大切ですね。無理にすすめず、少しでも口にした時には「おいしいね」「お母さん嬉しい」と喜びほめていきましょう。食べられたという嬉しい気持ちが食事をよりおいしくしてくれます。プランターなどで野菜を育て自分で収穫するという経験から、食べられるようになったお子さんもいます。また、野菜の話の絵本や歌などで遊び、苦手な野菜に少しでも興味が持てると「食べてみようかな」というきっかけになるかもしれませんね。

最近、何でも「自分でする！」と言うようになってきました。朝の忙しい時間に言われるとついイライラしてしまいます。どうしたらいいでしょうか？

自分でやらせてあげたい気持ちはあっても、時間がかかり、忙しい時にはじっくり向き合うことが難しいですよね。何でも自分でやりたいというのは成長する中で、とても大切なことです。「自分でできた」という経験は喜びと自信につながっていきます。こうした子どもの気持ちを大事にしていきたいですね。例えば、朝の準備は、お母さんとお子さんで役割分担をしてみてはいかがでしょうか。

「これはお母さんがやるので、これを○○ちゃんおねがいね」と、自分でできるものがあると、お子さんもとても嬉しいと思います。成長の大切なステップを踏んでいる途中ですので、子どもの気持ちを尊重し、一緒に成長のお手伝いをしていきましょう。

公園に行って、他の子の玩具を無理やり取ってしまいます。他の子と仲良く遊ばせるにはどうしたらよいのでしょうか？

小さいお子さんは、自分の玩具と他のお子さんの玩具の区別や言葉で気持ちを表現することがむずかしいものです。自分の思いが通らなかったりすると、突然、他のお子さんのものを取ってしまうことがあります。そのような時には「それはお友達のものだよ」「『かして』と言ってみようか」「遊びたかったのね」等、その子の気持ちを穏やかに受け止め、相手のお子さんに「ごめんね」などのことばで気持ちを伝えていきましょう。また、そばにいる大人が双方の間に入り、相手の気持ちに気づかせていくことで、一緒に楽しく遊べるようになります。成長と共に「かして」「どうぞ」と言葉で伝え合えるようになると、友達と遊ぶ面白さを味わえるようになることでしょう。

各保育所・保育園についての問い合わせ：子ども家庭課☎888－1111（119）

医療福祉

10月から小児マル福を18歳まで拡大します

国保年金課後期高齢医療福祉係☎888-1111（134・135）

10月から、小児医療福祉費助成制度（小児マル福）をこれまでの15歳から18歳までに拡大します。また、これまでどおり医療機関で支払った自己負担金は後から町が指定口座に振り込みます。

小児マル福とは？

小児マル福とは、町に住所があり、各種健康保険に加入している0歳から18歳の人に対し、県と町が保険診療となる医療費（柔道整復師等による健康保険適用の施術も含む）を助成する制度です。

●県制度（所得制限あり）
小学生までの入院・外来および18歳までの入院のみ助成

●町制度
県制度に該当しない18歳までの入院・外来を助成

小児マル福の対象者

▼18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人
▼お子さんが学校等の関係により町外にお住まいの場合でも、町の小児マル福対象になることがあります。また、町に住所があり、健康保険証が町外にお住まいの保護者の扶養の場合は、町の小児マル福対象外になることがあります。詳しくは上記までお問い合わせください

10月以降の受給者証について

❶平成12年4月2日生まれから平成15年4月1日生まれの人
▼新たに小児マル福対象となります。受給者証の有効期限は誕生月までとなり、誕生月ごとの更新となります
▼県制度の人は「入院のみ」「外来のみ」の2枚の受給者証が新たに交付されます。県の所得制限を超過する人は、入院・外来ともに使用できる1枚の受給者証が新たに交付されます
▼ひとり親家庭のマル福に該当する人は、変更はありません

❷平成15年4月2日生まれから平成15年9月1日生まれの人
▼現在お持ちの受給者証の有効期限が平成31年3月31日までとなっています。4月1日以降の受給者証は3月下旬に郵送します。今後の有効期限は誕生月までとなり、誕生月ごとの更新となります

❸平成15年9月2日以降に生まれた人
▼受給者証の有効期限は誕生月までとなり、誕生月ごとの更新となります

小児マル福の申請

▼この改正に伴い、❶の人が10月1日以降小児マル福を受給するためには、申請が必要になります。案内通知を7月下旬に郵送しますので、内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。なお、現在ひとり親家庭マル福をお持ちの人も手続きが必要となりますので、案内通知をお送りします
▼❷❸の人は原則、申請手続きは必要ありません

県内の医療機関等にかかる場合

健康保険証と受給者証を提示することで、窓口での自己負担は次のとおりとなります
▼外来の場合：一つの医療機関につき1日600円、月2回を限度に自己負担となります。薬局での調剤にかかる自己負担はありません
▼入院の場合：1日300円、月3000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代は自己負担となります

県外の医療機関等にかかる場合

受給者証は県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日、指定口座に振り込みます。申請に必要なものについては、係までお問い合わせください。

平成30年度 国民健康保険税

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

●賦課限度額が変わりました（下記参照）
●資産割廃止と共に税率の改正を行いました（下記参照）
●平成30年度の納税通知は7月9日に発送しました

国保年金課国保係☎888-1111（131～133）

平成30年度国民健康保険税の算定方法は下記のとおりです。皆さんひとりひとりの健康管理が国保税率の伸びを抑える大きな力になります。これからも国保財政・適正受診へのご理解・ご協力をお願いします。なお、国民健康保険税の算定方法は年齢により異なります。

国民健康保険税の算定方法

▼**40歳未満の人**：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません
▼**40歳～65歳未満の人**：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分・介護保険分を合わせて納めます
▼**65歳～75歳未満の人**：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険料は国保税とは別に納めます

▼国民健康保険税の年間税額の計算方法

区　分	算定方法	基礎分（医療分）	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割額	加入者全員の所得額（平成29年1月～12月の各々の所得から基礎控除33万円を差し引いたもの）に応じて計算	（所得額の）6.2%	2.2%	1.3%
資産割額	加入者全員の固定資産額（今年度の土地および家屋にかかる都市計画税を除いた固定資産税額）に応じて計算	廃止		－
均等割額	加入者一人あたりにかかる金額	22,000円	7,000円	10,000円
平等割額	一世帯あたりにかかる金額	22,000円	7,000円	－
賦課限度額	合計金額（限度額930,000円）	580,000円	190,000円	160,000円

■『均等割』『平等割』の軽減制度

国保税には、所得の少ない世帯を対象とした『均等割』『平等割』の軽減制度（前年中の所得に応じ7・5・2割いずれかの適用。申請不要）があります。

この軽減を受けるためには、所得税・町民税の申告を済ませておく必要があります（収入のない人や被扶養者を含む）。

■特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る国保税の軽減制度

倒産・解雇などの事業主の都合による離職や雇用期間満了により再雇用されない雇い止めなどによる離職をされた人（雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』）は、国保税が軽減される場合があります。

この軽減を受けるためには申請が必要です。

●**申請に必要なもの**：▼雇用保険受給資格者証▼印鑑

■国保税の納め方

●**特別徴収**

65歳から74歳までの世帯主で、次の❶～❸のすべてに当てはまる人は、年金からの天引きにより国保税を納めることになります。

❶世帯主が国保の被保険者であること
❷世帯内の国保の被保険者全員が65歳以上であること
❸特別徴収の対象となる年金（基礎年金等）の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※年度途中で国保税額に変更があった場合には、普通徴収に切り替わる場合があります
※国保年金課窓口へ申請することにより、口座振替への変更が可能となります。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

●**普通徴収**

右記特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替によって納めていただくことになります。

こんなときには申請を…
国保の給付

国保
国保税
納めて安心
わが家の健康

●70歳以上の高額療養費自己負担限度額が変更になります

国保年金課国保係☎888-1111（131～133）

国保被保険者（加入者）が医療を受けたとき、次のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により支給されます。

高額療養費

■70歳未満の人

●一か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき：
同じ人が同じ月内に同一の医療機関で、限度額を超える自己負担額を支払った場合。超えた金額が高額療養費として支給されます

●同じ世帯で自己負担額の合計が限度額を超えたとき：
同一世帯で同じ月内に2万1千円（町民税非課税世帯も同額）以上の自己負担額を2回以上支払った場合。それらを合算して限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます

●同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けたとき：
一つの世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合。4回目から、支給額が変わります

●自己負担額の計算方法
▽月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算
▽病院・診療所ごとに計算
▽一つの病院・診療所でも歯科は別計算。また、外来・入院も別計算
▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

■70～74歳の人

外来（個人単位）の限度額を適用後に、入院を含む世帯単位の限度額を適用し、超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払いは左ページの表『外来＋入院（世帯単位）』の限度額までとなります。

●自己負担額の計算方法
▽月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算
▽外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は世帯内で70～74歳の人を合算
▽病院・診療所・歯科の区別なく合算
▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

■申請の方法

高額療養費に該当する場合には、診療月の約3か月後に国保年金課から高額療養費申請通知書（はがき）が郵送されます。

この通知書・保険証・印鑑・病院支払い分の領収書（該当診療月分）・金融機関の口座番号の分かる書類（口座振込で支払いとなるため）を持参して、所定の期間内に国保年金課またはうずら出張所窓口で手続きをしてください。なお、所定の期間を過ぎても申請はできますが、高額療養費支給申請の通知から2年を経過すると申請できませんのでご注意ください。

■医療費が高額のときは

●限度額適用認定証
高度な医療を受ける際に保険証と併せて提示することで、一つの医療機関での1か月の支払いが自己負担限度額までとなります。
▽交付条件：所得申告がされている・国保税に滞納がない
▽必要なもの：申請する人の国保の保険証・身分証（運転免許証等）・印鑑
※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証（運転免許証等）も併せて持参してください
※70歳から74歳の所得区分が『一般』・『現役並みⅢ』の世帯の人は「保険証兼高齢受給者証」を提示することで、限度額の適用が受けられますので、申請は不要です（所得区分については左ページをご覧ください）

＊高額な治療が長期間必要なときには：厚生労働大臣が認める特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するＨＩＶ感染症）に該当する場合は1か月の自己負担限度額は1万円（人工透析が必要な慢性じん不全の場合、70歳未満の**※上位所得者**は2万円）までとなり、これを超えた分の金額は国保が負担します。この取り扱いを受けるには、『特定疾病療養受療証』（申請により交付）の提示が必要です

※上位所得者とは、同一世帯すべての国保加入者の総所得が６００万円超の世帯にいる人を指します

高額療養費の所得区分と自己負担限度額

●70歳未満の人の所得区分

▽ア：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が901万円を超える世帯にいる人

▽イ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が600万超～901万円の世帯にいる人

▽ウ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万超～600万円の世帯にいる人

▽エ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万円以下の世帯にいる人

▽オ：住民税が課税されている人がいない世帯の人

※総所得…国保税の算定基礎となる基礎控除後の所得

●70～74歳の人の所得区分

平成30年8月診療分から『現役並み所得者』と『一般』の区分の自己負担額が下表のように変更になります

▼現役並み所得者Ⅲ：同一世帯に、住民税課税所得が690万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人

▼現役並み所得者Ⅱ：同一世帯に、住民税課税所得が380万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人

▼現役並み所得者Ⅰ：同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人

▼一般：現役並み所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯にいる人

▼低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯にいる人（低所得者Ⅰ以外の人）

▼低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯にいる人

①自己負担限度額（70歳未満）

70歳未満			
所得区分	所得要件	3回目まで	4回目以降 ※1
ア	901万円超	252,600円＋医療費が842,000円を超えた分の1%	140,100円
イ	600万超～901万円以下	167,400円＋医療費が558,000円を超えた分の1%	93,000円
ウ	210万超～600万円以下	80,100円＋医療費が267,000円を超えた分の1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

②自己負担限度額（70～74歳　※2）

平成30年8月診療から			
所得区分	負担割合	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	3割	252,600円＋医療費が842,000円を超えた分の1%（4回目以降：140,100円　※1）	
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円＋医療費が558,000円を超えた分の1%（4回目以降：93,000円　※1）	
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円＋医療費が267,000円を超えた分の1%（4回目以降：44,400円　※1）	
一般	2割	18,000円（8月～翌年7月の年間上限144,000円 ※3）	57,600円（4回目以降：44,400円　※1）
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円

※1　過去12か月以内に、4回以上高額療養費の支給を受ける場合に、4回目から適用される自己負担限度額

※2　75歳到達月は国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります（各月1日生まれを除く）

※3　年間上限額を超えて高額療養費に該当する人には、国保年金課から通知をお送りします

総合健診・成人健康づくり健診（2次募集）を行います

健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内）☎888-2940

総合健診へお申し込みをしていない人を対象に、総合健診の2次募集を行います。町国保の人間ドック・脳ドックや、医療機関健診で受診しなかった項目について受診できます。

また、今年度から町のすべての集団健診で大腸がん検診が受けられるようになりました。すでに受診された場合は、今回大腸がん検診を申し込む事はできません。ご注意ください。

■健診実施日

胃がん検診を受診する人の健診日程

※20～39歳の人と40歳以上で胃がん検診を受診する人が対象。胃がん検診とその他のがん検診や特定健診等が一緒に受診できます

健診項目：胃がん、肺がん、喀痰（かくたん）、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス、特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり健診

期　日	場　所	受付時間
10月14日(日)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	午前10時～10時45分
10月15日(月)		
10月16日(火)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	午前　7時～　7時45分 午前　8時～　8時45分 午前　9時～　9時45分 午前10時～10時45分
11月　1日(木)	本郷ふれあいセンター	
11月　2日(金)		

胃がん検診を受診しない人の健診日程

※20～39歳の人と40歳以上で胃がん検診を受診しない人が、お申し込みできます。胃がん検診以外のがん検診と特定健診等が受診できます

健診項目：肺がん、喀痰（かくたん）、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス、特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり健診

期　日	場　所	受付時間
12月　7日(金)	本郷ふれあいセンター	午前9時30分～11時 午後2時～3時
12月　9日(日)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	午後2時～3時
12月10日(月)		

■健診実施項目

※対象年齢は平成31年3月31日までの到達年齢

健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
特定健診（町国保）	40～74歳	問診・身体計測（腹囲測定含む）・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血検査）・眼底検査・心電図検査	1,300円
	※65～74歳で後期高齢者保険証をお持ちの人は『**後期高齢者健診**』にお申し込みください		
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降（65歳以降の一部対象者）	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能） **※オプション検査として1,300円お支払いいただくことで、貧血検査・眼底検査・心電図検査のセット検診を追加できます。健診当日にお申し込みください**	無　料

がん検診・健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39 歳	問診・身体計測（腹囲測定含む）・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能） **※オプション検査として貧血検査・眼底検査・心電図検査を健診当日に申し込むことができます**	1,000 円
胃がん検診	40 歳以上	胃レントゲン検査（バリウム検査）	1,100 円
肺がん検診		胸部レントゲン検査（65 歳以上は結核検診を含む）	300 円
大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便 2 日分）	600 円
前立腺がん検診	50 歳以上	血液検査　**※対象：男性のみ**	700 円
喀痰（かくたん）検査	40歳以上の該当者	喀痰細胞診（痰の検査） **※対象：**肺がん検診を受ける人のうち**『喫煙年数 ×1 日の本数』**が 600 以上の人 **※健診日に痰を取るための容器を配布します。後日、指定された日に容器を提出していただきます**	800 円
肝炎ウイルス検査		血液検査（B 型・C 型肝炎ウイルスの検査） **※対象：これまでに町の肝炎ウイルス検査を受けたことがない人**	800 円

■申込期間（必着）

8 月 29 日（水）まで　※胃がん検診を受診する人へは 9 月中旬に、胃がん検診を受診しない人へは 10 月中旬に受診券が届きます

■申込方法

❶右記の『H 30 総合健診・成人健康づくり健診（2 次募集）申込用紙』に記入し、①②いずれかの方法でお申し込みください。

①健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター内』）窓口に来館して申し込む

②はがきや封筒により下記へ郵送で申し込む

❷インターネットで申し込む（下記申込用二次元コードを読み取ることで、申し込み画面にアクセスすることができます）

※▼電話やファクシミリによる申し込みはできません▼希望日時が申込者多数の場合、ご希望以外の日時でご案内することがあります。また、胃がん検診は、申し込み状況により、集団健診でご案内できず医療機関健診を勧めることもあります。ご了承ください

▼申込先

❶〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）

❷https://s-kantan.jp/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7896

H 30 総合健診・成人健康づくり健診（2 次募集）申込用紙

住所　阿見町

氏名　　性別

生年月日　　年齢　　歳
※平成 31 年 3 月 31 日時点

❶希望する健診に○をつけてください。

	成人健康づくり健診	20 ～ 39 歳
	特定健診（町国保）	40 ～ 74 歳
	後期高齢者健診	75 歳の誕生日以降（65 歳以上の一部対象者）
	胃がん検診	40 歳以上
	肺がん検診	
	大腸がん検診	
	前立腺がん検診	50 歳以上（男性のみ）
	喀痰検査	40 歳以上（該当者のみ）
	肝炎ウイルス検査	

町国保以外の人で特定健診を希望する人はこちらに○をつけてください。

	特定健診（町国保以外）	40 ～ 74 歳の被扶養者

❷電話番号と、健診の希望日を記入してください。

電話番号	－　　－	
希望日	なし	あり：　　月　　日（　　時）

申し込み用二次元コード▶

■自己負担額の免除

下記に該当する人は健診費用が無料になります。

▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が 1 級または 2 級の人▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級の人▼重度の知的障害とされた人（療育手帳でⒶか A の人）▼生活保護受給者

『医療機関健診』をご利用ください　※集団健診とは自己負担額が異なります

町の集団健診では日程が合わない、早めに健診を受けたいという場合は『医療機関健診』をご利用ください。『医療機関健診』についての詳細は、広報あみ 4 月号通常版または町ホームページからご確認いただくか健康づくり課までお問い合わせください。

町食生活改善推進協議会だより

～毎日の食事から始める健康づくり～

食生活改善推進協議会
シンボルマーク

町食生活改善推進協議会事務局（健康づくり課内）☎888-2940

町食生活改善推進員は、『私たちの健康は私たちの手で』を活動の合言葉に、町内の各地区で望ましい食生活について普及活動を行っているボランティア団体です。「健康あみ５つのあいことば」を活動に併せて伝えています。地域のみなさんがいきいきと元気に過ごすことができるよう、健康教室を行っています。

食育活動紹介

●健康食と運動教室「二区南地区」

1月18日に健康食作りと、運動教室を実施しました。運動教室では、指体操･リズム体操･チェアエクササイズを行いました。簡単な体操で、これからも続けていきたいという感想がありました。健康食は食塩控えめなメニューを紹介し、薄味でもおいしく食べられるポイントをお伝えしました。
今後もさまざまな地区で健康教室を行っていきますので、ぜひご参加ください。

●子育て支援事業「幼児食講座」

6月6日に「幼児食講座」を開催しました。当日は「幼児のおやつらくらく大学いも」を参加されたお母さんたちと町食生活改善推進協議会の会員で作りました。子どもたちも喜んで食べていました。

健康食の紹介『わかめとキャベツのマスタードサラダ』

▲わかめとキャベツのマスタードサラダ

▼材料（2人分）

生わかめ・・・・・・50グラム
キャベツ・・・・・・50グラム
紫たまねぎ・・・・・20グラム
Ⓐ
- 穀物酢・・・・・　小さじ2
- オリーブ油・・・　小さじ1
- 粒マスタード・小さじ3分の2
- しょうゆ・・小さじ3分の2
- ねりがらし・小さじ3分の1
- 塩・・・・・・・・・・少々

▼作り方

❶わかめはさっと熱湯に通し、水に取り水気をしぼって一口大に切る
❷キャベツは1cmの細切りにする
❸たまねぎは薄切りにして、水にさらす
❹ボールにⒶの調味料を合わせ、❶～❸を和える

▼栄養価（1人分）

▼エネルギー45kcal ▼たん白質1.4グラム
▼脂質2.6グラム ▼食塩相当量0.6グラム

健康食品のミニ知識

特定保健用食品等、身体によいものもありますが、あくまでも補助食品として利用しましょう。

▼健康食品で病気は治せません▼高価な製品が優れているわけではありません

（国立研究開発法人･国立健康･栄養研究所情報センターより）

～健康の基本は、栄養･運動･休養です～

町食生活改善推進協議会で、また私たちと一緒に活動しませんか？

町食生活改善推進協議会は、4月より新会員14人が加わり、総勢85人になりました。今年度も活発な活動をしていきたいと思います。以前、町食生活改善推進協議会を退会された人のなかで、また活動を再開できる人は、ぜひ事務局（健康づくり課〔総合保健福祉会館『さわやかセンター』内〕☎888-2940）までご連絡ください。

公共下水道・農業集落排水の接続工事に係る費用助成制度が拡充されました！

公共下水道と農業集落排水の接続工事に係る費用助成制度が拡充され、今まで対象にならなかった方も対象となるほか、条件を満たす方は補助金額が増額されます。霞ケ浦や身近な河川の水質浄化のため、この機会にぜひ公共下水道や農業集落排水に接続をお願いします。

上下水道課☎889-5151

■拡充の内容

	拡充前	拡充後
補助対象期間	供用開始から3年間	▼期間制限なし（平成30年4月以降に供用開始となった区域は供用開始から3年間）
補助金額	補助対象工事の半額で上限4万円	▼65歳以上または18歳未満の人がいる世帯で、町県民税の世帯課税対象所得※が334万円以下の場合は、補助対象工事の全額で上限35万円 ▼それ以外は補助対象工事の半額で上限4万円

※町県民税の世帯課税対象所得：所得から社会保険料や基礎控除、扶養控除などを引いた金額（課税対象所得）について、世帯全員分を合算したものです

▼**実施期間**：平成30～33年度

▼**補助内容**：公共下水道または農業集落排水の接続工事に係る宅地内配管工事費

▼**補助対象**：公共下水道または農業集落排水の供用開始区域にお住まいで、まだ公共下水道または農業集落排水に接続していない人

※新築（建築確認申請が必要な増築改築含む）、官公庁、法人その他の団体、町税に滞納がある人は対象外

▼**課税対象所得の確認方法**

❶**給与から町・県民税（住民税）を天引きされている人**：勤務先から5～6月ごろ配付される「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「課税標準」の「総所得③」の額になります

❷**町・県民税（住民税）を年金から天引きされている人または納付書や口座振替で納めている人**：町から6月ごろ郵送される「町民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」に添付されている「町民税・県民税課税明細書」の「Ⓒ課税標準額Ⓐ－Ⓑ」の額になります

❸**上記の書類が見当たらない人**「補助金の事前調査に関する同意書」を町上下水道課にご提出いただければ、町で補助対象かどうかの確認を行い、結果をご連絡します。所得証明書でもご確認いただけますが、取得には手数料がかかります

▼**課税対象所得の注意事項**

❶町県民税が賦課されていない人は課税対象所得はありません

❷4～6月に申請された場合は前年度、7～翌年3月に申請された場合は今年度の町県民税世帯課税対象所得で判断させていただきます

▼**補助の流れ**：補助申請➡申請の確認➡決定通知➡工事➡実績報告➡実績報告の確認➡確定通知➡補助金支払

▼**補助申請に必要な書類**

▽**全ての人に必要なもの**

①阿見町公共下水道接続工事費補助金交付申請書または阿見町農業集落排水設備設置工事費補助金交付申請書
②排水設備計画（確認・変更）申請書の写し
③町税の納税証明書
④補助対象工事に係る見積書の写し
⑤補助対象工事前の写真（すでに公共下水道または農業集落排水施設に接続されているものではないことがわかるもの）
⑥建築物が申請者の所有でない場合にあっては、当該建築物の所有者の承諾書

▽**拡充分を申請する人に必要な書類**

⑦申請者および申請者と同一の世帯に属する人の所得証明書または非課税証明書
⑧申請者の属する世帯の住民票
⑨世帯構成員の状況

※③⑦⑧は住民票、納税・課税状況について、町で確認することにご同意いただければ、提出を省略することができます（他市町村在住者除く）

▼**実績報告に必要な書類**

①阿見町公共下水道接続工事費補助金実績報告書または農業集落排水設備設置工事費補助金実績報告書
②排水設備工事完了届の写し
③補助対象工事に要した経費に係る領収書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）
④補助対象工事施工中または完了後の写真（接続したことが分かるもの）

▼**注意事項**：▽補助申請の前に工事を行ってしまうと補助対象になりません▽補助申請時および実績報告時には敷地に立ち入り、現地確認をさせていただきます▽予算の範囲内の補助ですので予算がなくなり次第終了になります

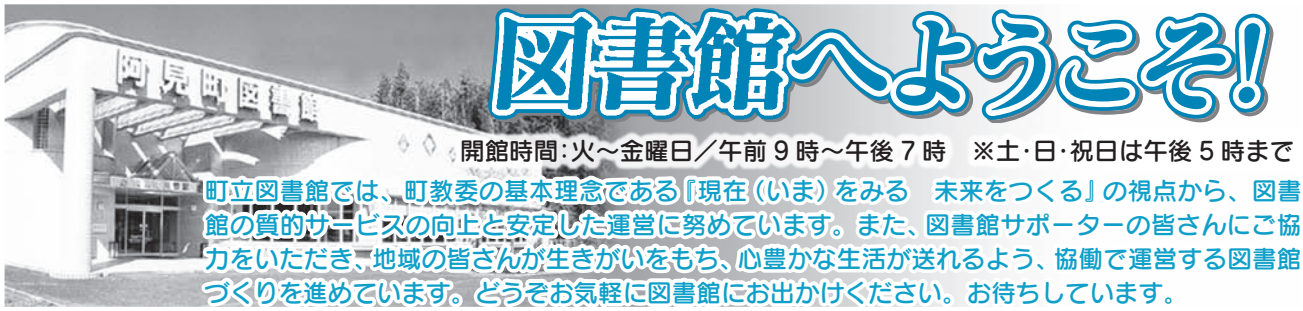

図書館へようこそ!

開館時間：火～金曜日／午前９時～午後７時　※土・日・祝日は午後５時まで

町立図書館では、町教委の基本理念である『現在（いま）をみる　未来をつくる』の視点から、図書館の質的サービスの向上と安定した運営に努めています。また、図書館サポーターの皆さんにご協力をいただき、地域の皆さんが生きがいをもち、心豊かな生活が送れるよう、協働で運営する図書館づくりを進めています。どうぞお気軽に図書館にお出かけください。お待ちしています。

図書館☎887－6331

図書館ってどんなところ？　図書館のホームページをのぞいてみよう！

図書館では、約 15 万 8 千冊ある図書・雑誌・視聴覚資料（CD や DVD）の閲覧や無料貸出をしています。平成 27 年度から町ホームページが新しくなり、メール配信サービス『あみメール』の運用が開始されました。メールアドレスを登録すると、携帯電話・スマートフォン・パソコン等で図書館からのお知らせや展示イベント案内が受信できます。

なお、以前の図書館のホームページをブラウザのお気に入りに登録している人は、登録の変更（http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/22-4-0-0-0_1.html）をお願いします。

■ 2018 年上半期の人気図書ベスト３! をご紹介します

【一般向け】小説・エッセイ（単行本）	【一般向け】小説・エッセイ（文庫本）
蜜蜂と遠雷（恩田陸／著　幻冬舎）	島抜けの女　鎌倉河岸捕物控 31（佐伯泰英／著　角川春樹事務所）
この世の春　上（宮部みゆき／著　新潮社）	恨み残さじ（佐伯泰英／著　双葉社）
マスカレード・ナイト（東野圭吾／著　集英社）	父子の峠　日暮し同心始末帖７（辻堂魁／著　祥伝社）

【一般向け】その他	【一般向け】雑　誌
うちの３姉妹　特別編（松本ぷりっつ著　主婦の友社）	婦人公論（中央公論新社）
うちの３姉妹　16（松本ぷりっつ著　主婦の友社）	ESSE（フジテレビジョン）
うちの３姉妹　12（松本ぷりっつ著　主婦の友社）	クロワッサン（マガジンハウス）

【児童向け】	【郷土資料】
深海のサバイバル（ゴムドリ　co.／文　朝日新聞出版）	いばらきぶらり歴史探訪ルートガイド（ｼﾞｪｲｱｸﾄ／著　メイツ出版）
ウサコレフレンズ　イチゴにんぎょをさがせ！（学研）	霞ヶ浦の貝塚と社会（阿部芳郎／編　雄山閣）
アンパンマンとはみがきまん（やなせたかし／原作　フレーベル社）	歴史群像（学研パブリッシング）

読書のほかにもいろいろな企画がいっぱいです

図書館では、ボランティア団体や地域の皆さんが企画したさまざまなイベントを開催しています。「図書館だより」や「あみ★ライブラリー」で毎月のイベントをご紹介していますのでご覧いただき、奮ってご参加ください。

■講演会や講座・教室

夏休みや生涯学習フェスティバルに合わせて、出前講座や記念講演会などさまざまなイベントを企画しています。今年度は８月 25 日（土）に、おもしろ理科先生『紙コップで万華鏡を作る』を開催予定です。

■ギャラリー展示会

地域の皆さんが創作した絵画や写真などの作品の展示会を２階ギャラリーで行っています。展示の条件を満たせばどなたでもご利用可能です。今年は、３月に「コラージュによる造形美術展」、６月「かい　えんぴつ画展」、７月に「アートウェーヴつくば 2018 あみ展」を開催しました。

■インターネット閲覧コーナーを移動しました

インターネット閲覧コーナーを利用者の皆さまにわかりやすくするために、図書館玄関付近に移動しました。そのために場所が今までよりわかりやすくなったと思いますので多くの皆さまのご利用をお待ちしております。

今後も利用しやすい図書館を目指してまいります。

■乳幼児向けかみしばい・読み聞かせ

１階おはなしコーナーでボランティアの皆さんが、毎月第１日曜日（午後２時～）に『かみしばい会』、毎週火曜日（午前 10 時 30 分～）に『絵本の読み聞かせ』などをしています。赤ちゃんからご参加いただけます。

■赤ちゃんタイム

毎週火曜日（午前 10 時～正午）に「赤ちゃんタイム」を設けています。赤ちゃんの泣き声を気にせず、安心して本を選んでいただける時間帯です。

利用者の皆さんが、赤ちゃんの図書館デビューを温かく見守っています。

■ちびっこコンサート～楽しい童謡ひろば～

ご寄贈いただいたピアノを有効活用し、童謡を中心としたピアノやフルート演奏による『ちびっこコンサート』を年４回開催しています。今年度は、４月７日（土）、７月７日（土）の２回開催し、大盛況でした。詳しくは、図書館にお問い合わせください。

安全・安心な生活のために 防犯対策を!!

生活環境課☎888－1111（253・254）

安全・安心な生活のために、防犯意識・防犯対策を欠かすことはできません。常日頃から防犯意識をもって、その予防・対策に取り組み、皆さんで犯罪のないまちづくりを実現しましょう。

自動車盗難注意！　茨城県内の自動車盗は全国ワースト１位

５月末の茨城県での「自動車盗難」については、576 件で **※ 刑法犯認知件数・犯罪率**ともに全国ワースト１位となっています。被害車両の８割以上が車内にキーがない状態（施錠中含む）で被害に遭っています。複数の防犯対策で犯罪未然防止に努めましょう

自動車盗					
刑法犯認知件数※			犯罪率※		
ワースト順位	都道府県	件数	ワースト順位	都道府県	10 万人あたり犯罪発生件数
1 位	**茨城**	576	1 位	**茨城**	19.9
2 位	大阪	572	2 位	栃木	10.9
3 位	千葉	418	3 位	千葉	6.7
			全国平均		2.9

※刑法犯認知件数……警察等において犯罪の発生が認知された件数
※犯罪率……人口 10 万人あたりの犯罪発生件数（認知件数 ÷ 人口 ×10 万人）

■被害防止対策

- ●保管場所に、防犯カメラや音や光を発する盗難防止装置等を設置しましょう
- ●駐車場に扉が有る場合は、夜間は必ず扉を閉め、鍵をかけましょう
  ※南京錠が破壊される事案も発生しています。頑丈な鍵を複数使用するなどの対策を行いましょう
- ●車両への盗難防止装置（警報機・ハンドルロック等）の設置や、GPS 装置等複数の防犯対策を行いましょう

ニセ電話詐欺に注意！

キャッシュカードをだまし取る手口が多発しています。キャッシュカードを他人に渡してはいけません。

■被害防止のキーワード

- ●「現金・キャッシュカード渡して」は全て詐欺！
- ●「プリペイドカード型電子マネー『ギフト券』で料金払え」は全て詐欺！
- ●「携帯電話番号が変わった」と言って、お金を要求する息子や孫からの電話はすべて詐欺！

〈広告欄〉

平成30年度の町民特派員をご紹介します

情報広報課☎888－1111（298）

岡野敏子さん・千葉昭夫さんに委嘱状交付

6月29日、役場において岡野敏子さん（**写真左**）・千葉昭夫さん（**写真中央**）に町長から町民特派員の委嘱状が交付されました。任期は平成31年3月31日までです。

■町民特派員への抱負

- **岡野さん**：今まで挑戦したことのない分野ではありますが、町民特派員として、より多くの人に親しみやすい町の情報をお届けしたいと思います
- **千葉さん**：町民特派員の活動を通じて、少しでも町民の皆さんの役に立つような活動をしていきたいです

町民特派員の概要

■町民特派員事業について

町民特派員事業では、町民特派員と共に町の事業や地域のイベント・団体等を取材し、町職員とともに広報あみの紙面を取材・編集します。また、広報の取材・編集だけでなく、町の広報活動全般に関するご意見・要望等も伝えていただき、より親しみやすく分かりやすい広報活動を推進することを目的として実施しています。

■平成29年度の活動実績

掲載タイトル・発行日	掲載内容の紹介
総合型地域スポーツクラブ阿見いきいきクラブ（平成29年8月25日）	クラブの特徴や会員へのインタビュー
阿見町地域包括支援センター（10月27日）	センターの利用案内やよくある相談
霞クリーンセンター（12月15日）	ごみ処理の流れやセンターの環境保全対策
町内散策 役場から阿弥神社まで（平成30年2月23日）	町内6か所の史跡レポート

※上記町民特派員レポートが掲載された広報あみは町ホームページで公開しています

▼ http://www.town.ami.lg.jp/0000003633.html

■平成30年度の活動

今年度も年間を通して活動し、広報あみに3回の掲載を予定しています。

〈広告欄〉

夢失勿生人 ～人生夢失うことなかれ～

＜オープンスクール＞ 7月28日（土）7月29日（日）

8：30AMより本校にて 8月 4日（土）8月24日（金）

※8月24日は部活動体験会 8:30AM～

霞 ヶ 浦 高 等 学 校

〒300－0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地

TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380

URL. http://www.kasumi.ed.jp

輝く笑顔は充実の証

＜オープンスクール＞ 8月18日（土）

〈入試説明会〉 9月22日（土） 10月21日（日）

※本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。

霞ヶ浦高等学校附属中学校

〒300－0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地

TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016

URL. http://www.kasumi.ed.jp/junior/

予科練平和記念館　☎891-3344　開館時間：月曜日を除く午前９時～午後５時

無料開館日（終戦記念日）・『平和祈念コンサート』開催

終戦記念日に合わせて、予科練平和記念館を無料開館いたします。昭和 20 年（1945）８月 15 日、ポツダム宣言を受諾した日本は、玉音放送により戦争に降伏したことを国民へ公表しました。これを機に予科練平和記念館にお越しいただいて、当時のことを知る機会としていただければ幸いです。閉館後には昨年に引き続き『平和祈念コンサート』を開催いたします。70 年代～ 80 年代の昭和歌謡曲を演奏いたします。

▼**期　日**：8 月 15 日（水）　▼**開館時間**：午前９時～午後５時（入館は４時 30 分まで）

●**平和祈念コンサート**：▼**時間**：午後５時開場～６時　▼**出演**：我妻くみ（琴奏者）とあっぺとっぺな伊達男

『おじいちゃんに聞こう！　阿見の昔のはなし』開催

昔の阿見町はどんなところだったのかな？　予科練ってどういうところ？

町の歴史や予科練について、ものしりおじいちゃんが教えてくれます。夏休みの宿題を相談したい小・中学生や、歴史を知りたい大人も、ぜひご来場ください。元予科練習生も相談にのります。

▲館内のラウンジにて

▼**ものしりおじいちゃん**：３人（町歴史調査員）

▼**日　時**：8 月 18 日（土）

❶午前 10 時～午後０時 30 分　❷午後１時 30 分～４時

▼**場　所**：予科練平和記念館情報ラウンジ　▼**参加料**：無料（申込不要）

※対面式の相談会です。来場者の状況により順番にお待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください

講演会開催

講師に航空力学に詳しい伊藤武夫氏をお招きして、講演会『飛行機はなぜ飛ぶの？　ブーメランの不思議な飛行』を開催します。小・中学生の皆さん、夏休みの自由研究に飛行機のお話はいかがでしょうか？

▼**期日**：8 月 25 日（土）

▼**時間**：❶午前 11 時～ 11 時 30 分

❷午後２時～２時 30 分

▼**場所**：予科練平和記念館情報ラウンジ

▼**講師**：伊藤武夫氏（予科練平和記念館展示解説員）

▼**参加料**：無料（申込不要）

映画鑑賞会開催

映画『ハワイ・マレー沖海戦』を予科練平和記念館内で上映いたします。同作品は、昭和 17 年（1942）に公開された戦争映画の記念碑的作品です。当時の雰囲気を知る資料として鑑賞してみませんか？

▼**期日**：9 月１日（土）

▼**時間**：午後５時 30 分～７時 30 分

※上映時間は 115 分

▼**場所**：予科練平和記念館 20 世紀ホール　※ホール内のスクリーンにプロジェクターで上映します

▼**参加料**：無料（申込不要）　▼**席数**：60 席程度

〈広告欄〉

認定こども園
阿見みどり幼稚園

★入園説明会のご案内★
9月11日(火)　10:30～12:00

・対象園児　・2年保育(H26.4.2～27.4.1生)
・3年保育(H27.4.2～28.4.1生)
・満3歳児(H28.4.2～29.4.1生)

皆様のお越しをお待ちしております。尚、当日ご都合の悪い方はご連絡下されば募集要項をお送りします。
★終了後自由にご見学下さい。★上履きをご持参下さい。★お問い合わせ先　阿見町鈴木 25-10　☎887-7471

インフォメーション

お知らせ

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

※法定検査を長期間受けていないご家庭には法定検査受検のご案内が届きます

▼**保守点検** ▼10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年に3～4回行う必要があります ▼県に登録している保守点検業者に委託してください

▼**清掃** ▼年に1回以上（全ばっ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります ▼市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください

▼**法定検査** ▼最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に受ける必要があり、その後は毎年1回受ける必要があります（検査は有料） ▼県指定検査機関である公益社団法人県水質保全協会（☎029-291-4004）に申し込みをしてください

▼**一括契約システム** ▼保守点検・清掃・法定検査を一括契約できる「一括契約システム」をご利用ください ▼契約を仲介する保守点検業者・清掃業者・公益社団法人県水質保全協会検査部（☎029-291-4004）のいずれかで申し込みができます

▼**合併処理浄化槽への転換** ▼単独処理浄化槽は台所・お風呂の生活雑排水をそのまま放流してしまうため、合併処理浄化槽への転換をお願いします ▼合併処理浄化槽への転換・設置には補助金が交付されます

■▼県県南県民センター環境・保安課☎029-822-7386 ▼上下水道課☎889-5151

募集

生涯学習課から❶❷

❶『和楽器ライブ』開催

▼**日時** 9月9日（日）午後2時30分から（開場：2時）

▼**場所** 本郷ふれあいセンター

▼**出演者** ▼YUJI ▼AOTOほか5人

▼**定員** 300席（全席指定）

▼**入場料** 1000円

▼**申込方法** 電話またはファクシミリで8月26日（日）までに下記に申し込む。公演名・申込者全員の氏名・住所・電話番号をご連絡ください ※4人まで申込可・申込多数の場合抽選

▼**その他** ▼当選はがきは8月29日（水）発送予定 ▼代金は当日受付にお支払いください

❷人権教育講演会『ハラスメントによる人権』開催（無料）

▼**日時** 9月2日（日）午前10時30分～11時30分

▼**場所** 中央公民館学習室C

▼**内容** パワーハラスメント・セクシャルハラスメントについて

▼**講師** 鈴木宏治（有）アクティブコンピュータ代表取締役）

▼**定員** 50人（定員で締切）

▼**申込方法** 8月26日（日）までに電話または直接左記に申し込む

■生涯学習課（中央公民館内）☎888-2526■888-0032

募集

自衛官募集

●**自衛官候補生**

▼**受験資格** 採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の人

▼**受付期間** 年間を通して受付

▼**試験期日** 受付時にお知らせ

●**一般曹候補生**

▼**受験資格** 平成31年4月1日現在で18歳以上27歳未満の人

▼**受付期間** 9月7日（金）まで

▼**試験期日** ▼**1次**：9月21日（金）～23日（日）のうち指定する1日 ▼**2次**：10月12日（金）～17日（水）までのうち指定する1日

●**航空学生**

▼**受験資格** ▼**航空自衛隊**：平成31年4月1日現在で18歳以上21歳未満の人（高卒見込含）または高専3年次修了者（見込含） ▼**海上自衛隊**：平成31年4月1日現在で18歳以上23歳未満の人（高卒見込含）または高専3年次修了者（見込含）

▼**受付期間** 9月7日（金）まで

▼**試験期日** ▼**1次**：9月17日（月）▼**2次**：10月15日（月）～21日（日）までのうち指定する1日 ▼**3次（海上自衛隊）**：11月22日（木）～12月19日（水）までのうち指定する日 ▼**3次（航空自衛隊）**：11月17日（土）～12月20日（木）までのうち指定する日

※場所は別途各人に通知します

■自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所☎0297-64-3351

■http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/

お知らせ

個人事業税は便利な口座振替で

口座振替をご利用になると、納期限を忘れたり金融機関に行く必要がなくなりとても便利です。

お申し込みは、県税事務所または、預金先の金融機関へお問い合わせいただくか、納税通知書（8月中旬ごろ発送）に同封のハガキをご利用ください。

■県土浦県税事務所管理課☎822-7203

〈広告欄〉

町内で唯一の、新刊本屋です！
文具取扱い始めました！
夏休みは本屋さんへ行こう！
課題図書・自由研究フェア開催中！！
オークスブックセンター阿見店
平日 10：00～21：00 土日祝 9：30～21：00
カスミ阿見店2階 TEL029-291-2322

畳（新畳 表替 裏返し）
見積り無料 家具移動無料 当日納品
創業80年 一級技能士 品質管理認定工場
（有）鈴木畳材料店
土浦市小岩田東2－2－1 工場 土浦市小松3－12－38
tel 029-821-0706 tel 029-821-5997
fax 029-822-0714

音楽で元気にするまちづくり事業
イベント 「懐かしのメロディハワイアンコンサート」開催

▼**期日** 9月2日(日)
▼**時間** **開演**:午後1時30分(**開場**:1時)
▼**場所** 中央公民館1階ロビー
▼**出演者** ▼阿見ウィキウィキ会 ▼アロハココナッツ
▼**入場料** 無料
▼**その他** 事前申込不要。当日直接お越しください
■生涯学習課(中央公民館内)☎888-2526

町国際交流協会から
募集 留学生のホストファミリー募集

茨城大学で学ぶインドネシア・タイ・ブルネイからの留学生を受け入れていただけるホストファミリーを募集します。
▼**日時** 11月9日(金)午後6時～11日(日)午後5時
▼**内容** ホームステイ体験やその受け入れを通して、留学生や地域にお住まいの人が相互理解を一層深めることを目的としています
▼**対象** 左記の条件を満たす家庭❶国際交流に興味があり、留学生受け入れに理解がある❷留学生へホームステイ期間中の寝食を提供する❸同居家族が2人以上である
▼**募集** 20組
▼**謝礼** 5000円(学生1人につき)
▼**申込期間** 9月18日(火)必着
▼**申込方法** 電話またはメールで左記に申し込む
■町国際交流協会事務局☎888-1111(292)
■aicea-ami@atlas.plala.or.jp

お知らせ 『土浦地方家族会』開催

家族の中に精神障害の当事者を持つ人があつまり「家族を支える会」を開催します。
家族や親族だけが参加できる会で安心して悩みを話し合い、多くの参考意見を聞くことができます。ぜひご参加ください。
▼**期日** 8月18日(土)
▼**時間** 午後1時30分～3時30分
▼**場所** 本郷ふれあいセンター
▼**その他** 参加料無料・申込不要
■社会福祉課☎8881111(114)

募集 男女共同参画センターから❶❷

❶『男女共同参画巡回パネル展』開催

町における男女共同参画の現状について理解を深めていただくために、巡回パネル展を開催します。
この機会に男女共同参画社会について考えてみませんか。お近くの会場にぜひお立ち寄りください。
▼**期日** ❶8月17日(金)～24日(金)❷8月25日(土)～9月1日(土)❸9月2日(日)～9日(日)❹9月11日(火)～19日(水)
▼**時間** 午前9時～午後7時(各会場とも最終日は午後3時まで)
▼**場所** ❶本郷ふれあいセンター❷かすみ公民館❸舟島ふれあいセンター❹君原公民館
▼**内容** クイズで学ぼう男女共同参画社会等 ※男女共同参画週間パネル展(6月23日～29日中央公民館で開催)で使用したものを展示します

❷『学生が考える男女共同参画社会～大学生の話を聞こう～』参加者募集

茨城大学の学生さんに、男女共同参画に関する意識調査をもとに、今の若者の「男女共同参画社会」についての考え方や課題に対する意見等を発表してもらいます。これからの男女共同参画社会実現に向けてなにができるのか一緒に考えてみましょう。
▼**期日** 8月18日(土)
▼**時間** 午前10時～正午
▼**場所** 中央公民館1階多目的室
▼**講師** 小松崎将一氏(茨城大学教授・国際フィールド農学センター長)
▼**協力団体** のらボーイ&のらガール(茨城大学農学部学生団体)
▼**募集人数** 30人(定員で締切)
▼**参加料** 無料
▼**申込方法** 電話または直接左記に申し込む
■町男女共同参画センター☎896-3181

イベント 『阿見棋友会から納涼将棋大会』開催

▼**期日** 8月26日(日)
▼**時間** ▼**受付**:午前9時から▼**対局**:10時から▼**解散**:午後4時
▼**場所** 中央公民館2階和室
▼**参加料** ▼**一般**:1500円▼**中学生以下**:600円(食事代含む)
■阿見棋友会 野口☎8876581

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場『夜間飛行訓練』

ヘリコプター3～4機による標記訓練を行います。
▼**日時** 7月31日(火)～8月2日(木)、8月7日(火)～9日(木)、8月21日(火)～23日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)
■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課☎8422-1211(3420)

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？
広告募集中
町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください！！
相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
＊全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見
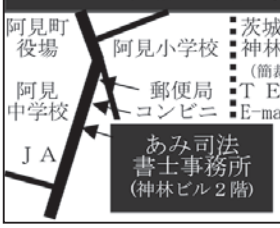

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 塙一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。（通話料は無料です）

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●

▲QRコード

スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp** 宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

●定例相談●

人権・行政相談
日　　時　8月2日(木)　午前10時～午後3時
場　　所　役場3階305会議室
問い合わせ　総務課☎888-1111(215)

子育て相談
電話・来所相談　月～金曜日　午前9時～午後4時
場　　所　中郷保育所内
訪問相談　随時受付
問い合わせ　地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談
日　　時　火～金曜日　午前9時～午後3時
場　　所　図書館となり
問い合わせ　教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談
日　　時　水曜日　午後1時～4時
弁護士相談　月1回午後1時～3時30分
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場　　所　総合保健福祉会館相談室
問い合わせ　町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談
日　　時　月～金曜日　午前8時30分～午後5時30分
場　　所　町社会福祉協議会内
問い合わせ　町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談
日　　時　月～金曜日　午前9時～正午、午後1時～4時
場　　所　役場1階町消費生活センター
問い合わせ　町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談
日　　時　月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談　水曜日　午後1時～4時　※要予約
場　　所　県土浦合同庁舎
問い合わせ　県南地方交通事故相談所☎823-1123

役場開庁時間（土・日・祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり（『広報あみ』お知らせ版参照）

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
福祉センターまほろば ☎887-3969	図書館 ☎887-6331
地域子育て支援センター ☎891-2772	予科練平和記念館 ☎891-3344
阿見消防署 ☎887-0119	総合運動公園 ☎889-2788
火災情報案内 ☎0297-64-0119	教育相談センターやすらぎ園 ☎888-1225
上下水道課 ☎889-5151	町民活動センター ☎888-2051
霞クリーンセンター ☎889-0091	町男女共同参画センター（AMIふらっとセンター） ☎896-3181
中央公民館 ☎888-2526	消費生活センター ☎888-1871
君原公民館 ☎889-1363	町民ダイヤル（休日当番医・定例相談等のテレホンサービス）☎887-6600
かすみ公民館 ☎888-8111	

●人口と世帯●

●**総人口**　47,453人　（－22）　▽7月1日現在
●**男　性**　23,536人　（－10）　▽常住人口ベース
●**女　性**　23,917人　（－12）　▽（　）内は前月比
●**世帯数**　19,497世帯　（＋21）　▽情報広報課調べ

8月の納税等	9月の納税等
町・県民税（2期）	国民健康保険税（3期）
国民健康保険税（2期）	後期高齢者医療保険料（3期）
後期高齢者医療保険料（2期）	
介護保険料（3期）	
納期限8月31日(金)	**納期限10月1日(月)**

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況　6月（年累計）

阿見消防署管内調べ
出場件数　174件(1,125)

急　病	108件（761）
交通事故	15件（98）
一般負傷	24件（130）
その他	27件（136）
合　計	174件(1,125)

※救急車の適正な利用をお願いします

『広報あみ』は、毎月第2・4（12月は第3）金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼**公共施設**：役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼**その他の施設**：町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店